

西洋形船船長運転手機関手免状規則 (明治14年12月28日布告第75号)抄

	農商務卿ハ船長、運轉手、機關手ノ技術劣等ニシテ其職ヲ執ルニ不適當ナリト考察スルトキ又ハ左ニ掲クル事項ニ於テハ其筋吏員ヲシテ之ヲ審問セシメ其免状ノ使用ヲ停止シ或ハ禁止スルコトアルヘシ	
第十條	第一	乱醉、粗暴、其他ノ不品行若クハ指揮ニ悖戻シ又ハ職務ニ怠ル者
	第二	失錯又ハ不當ノ所爲ニ由テ船ヲ失ヒ或ハ棄テ或ハ之ニ大損害ヲ生シ又ハ人命ヲ害ヒ或ハ大傷痕ヲ被ラシメシ者
第十一條	第三	輕罪以上ノ刑ニ處セラレタル者
第十一條	前條審問中檢察官又ハ被害者ヨリ裁判所ニ出訴スルトキハ農商務卿其審問ヲ中止シ裁判確定ヲ俟テ之ヲ處分スヘシ	
第十二條	免状ノ使用ヲ停止シ或ハ禁止スルトキハ農商務卿其免状ヲ取揚クヘシ若シ之ヲ拒ムノモノハ二圓以上二百五十圓以下ノ罰金ヲ科スヘシ 但シ第九條末項ノ罪ト俱ニ發スルトキハ罰金ヲ並ヒ科スヘシ	
第十三條	免状使用ノ停止或ハ禁止ノ處分ニ服セサルモノハ其筋へ上訴スルコトヲ得ヘシ	